

## 令和3年3月 第7回議会改革活性化推進特別委員会

令和3年3月19日（金）

### ○議事日程

#### （1）課題の整理について

- ①議員定数について
- ②議員報酬について
- ③政務活動費について
- ④議会活動について（タブレット端末の導入）
- ⑤議会基本条例の検証について
- ⑥常任委員会の在り方について
- ⑦議会の透明性について（全員協議会・議会運営委員会の公開）

#### （2）その他

### ○出席委員（10名）

委員長	1 番	芳 賀 芳 夫 君	副委員長	1 0 番	村 上 忠 弘 君
	1 番	川 上 絹 子 君		2 番	向 井 孝 一 君
	3 番	山 崎 仁 君		4 番	小 川 ひとみ 君
	5 番	日 置 紳 一 君		6 番	内ヶ島 祐 一 君
	7 番	上 村 忠 君		8 番	岸 徹 也 君
		（議長 村 瀬 廣 君）			

### ○欠席委員（1名）

9 番 徳 田 栄 邦 君

### ○出席事務局職員

議会事務局長 伊 藤 靖 徳 君  
議会事務局主事 五 十 嵐 陽 基 君

開議 10時00分

◎委員長あいさつ

- 委員長（芳賀芳夫君） 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は「第7回議会改革活性化推進特別委員会」にご出席頂き、誠にありがとうございます。春の日差しが連日の好天という日が続いております。また、令和3年度の新年度予算が決定をされました。多くの町民の皆様も期待されている事と存じております。本日の会議の進めにあたっては、皆様の特段のご協力と活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます、一言ご挨拶といたします。

◎開会の宣言

- 委員長（芳賀芳夫君） 徳田委員より欠席の届け出が出ております。只今の出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、「第7回議会改革活性化推進特別委員会」を開会いたします。

◎議題1

- 委員長（芳賀芳夫君） これより議事に入ります。

議題1、「課題の整理について」を議題といたします。本日の委員会は基本条例の検証、前回課題として追加されました常任委員会の在り方、議会の透明性について、それぞれご意見を頂きたいと思っております。その前に、皆様に配布しております参考資料について、内容について事務長より説明をいたします。局長、伊藤君。

- 局長（伊藤靖徳君） （朗読説明、記載省略）

- 委員長（芳賀芳夫君） それでは、課題整理という事で、5番目にあります基本条例の検証という事を議題といたします。この事については、平成29年に第1章から第7章までそれぞれ項目ごとに検証をし、見直しをするところもありました。この検証の進めについて、それぞれ章ごとにやるのか、全体を通してやるのか、皆様のご意見、まず頂きたいと思っております。その前に参考資料がいつていると思っておりますけれども、参考資料の20ページ、お聞き頂きたいと思っております。進めについては、それぞれ章ごとにするのか、全体で進めるのか、皆様にお諮りをしたいと思っております。どのような進めがよろしいですか。参考資料20ページです。それぞれ一括で皆様のご意見を求めるという進めでよろしいですか。それでは、そのように進めをいたします。それでは皆様のご意見を求めたいと思っております。小川君。

- 4番（小川ひとみ君） 今、全体にという事の話になったという事なので、全部という事ではありませんが、個人的な思いとして、特に第2章の4条2項にある町民会議について、その目的に沿ったやり方を皆様と考えていきたいと思っております。課題は今までもあったと思っておりますし、またコロナ禍になってきて、目的を達成するためにはどのような形でやるの

か模索をしていかなければいけないと思いますので、その辺の事を検証していきたいと思っています。という意見でも良いのでしょうか。

- 委員長（芳賀芳夫君） 今、小川委員の方から発言がありました。この事については、以前にも町民会議、住民会議の在り方についての議論がありました。その時は、やはりこちらからグループ編成なりを作って出向くのも1つの方法ではないかという議論をされた経過があります。そういった出向くという1つの方法も、やはり選択肢の1つかなと思いますけれども。その他皆様からご意見ございますか。向井君。
- 2番（向井孝一君） 基本条例そのものの文言というのは何も間違った事は無いのですよ。ただ、この平成19年から施行され今日まで約14年経過した中においては、この通りに出来ているのかどうかという検証が、すごく必要になってくると思います。やはりこの基本条例はなぜ作られたのか。先輩がここにいますけれども。町民に対して開かれた議会というのは最大の目的であって、その事が本当に履行されているのかという検証が必要かなと思います。昨年1年はコロナの関係で、お互いに出たり、対応をしたりというのは難しい状態でしたが、やはり来期については、この事に対する議会として、町民にどう対応をして、町民に対する目を向けて、議会の中身を知らせていくのか、問われていくと思います。そういう中においては、具体論では早いと思うけれども、例えば先ほど同僚議員から発言があったけれども、町民会議、住民会議をどうするのか。それと議員間の活発な討論が出来づらい。この事はなぜかという、会派が無い状態で、中々個々の討論というのは深まっていかないという気がします。ですから、もっともっと議員個々が色々な意見に賛成反対はともかく、自分の意見をきちっと述べて頂くのが大事な事だと思います。
- 委員長（芳賀芳夫君） はい、ありがとうございます。その他、ございませんか。上村君。
- 7番（上村 忠君） 僕、新人ですので、なってから条例をじっくり読ませて頂きました。先ほど言われたこの内容を、どうこうするという事は無いのかなと私自身感じております。ただ、具体性的話だと議論があるのかなと。ただ、今の特別委員会の中ではないのかなと。具体的な話しになると。そう感じております。そういった意味では、検証という部分については、現段階では特別修正するとかは無いのかなと感じております。
- 委員長（芳賀芳夫君） その他、ございませんか。日置君。
- 5番（日置紳一君） 基本条例というのは、議員として当然の事を書かれているわけで。こういうふうな文章にして残っている以上は、これを基本として活動をする。中身については色々あると思いますが、基本条例そのものの見直しは必要ないと考えております。
- 委員長（芳賀芳夫君） その他、ございませんか。小川君。
- 4番（小川ひとみ君） 先ほどの私の発言で、変えるとかどうのこうのではなくて、あくまでも検証をするという議題で出ていたので、検証は必要だと思います。基本条例自体を変えるとかは考えているわけではありません。その場がどこか、私も特別委員会でやるのかどうなのかという考えには至っていないので、こういう部分を特化して考えていきたいという事なので、理解して頂きたいと思います。

- 委員長（芳賀芳夫君） その他、ございませんか。岸君。
- 8番（岸 徹也君） 私も現時点で基本条例の文言をどうするかという事は無くて、現状で良いと部分と、何かやはりこれで良いのかという部分も半分はありますけれども、現時点ではこれで良いかと。例えば出しますけれども、小川委員は政務活動費を使用した視察においては、何やら議会基本条例を変えるというような報告書を私も見ましたので、その点は若干期待もあるわけです。どういう方向のお話があるのか。逆に小川委員にその事を教えて頂きたいという思いがありますが、いかがでしょうか。
- 委員長（芳賀芳夫君） 小川君。
- 4番（小川ひとみ君） 議会条例の見直しという事で、一応研修会に行って参りました。見直しの視点としては、自由な討議がされているか。情報公開の結果は町民と共有され政策提言に繋がっているか。町民の意見が反映されているか。町民参加は一部にとどまっていないか、という見直しの視点の中で、やはり一番言われていたのが、町民との対話の部分という事で、私も今回も意見を言わせて頂きましたが、その中での方法論として、対話集会や町民との対話基盤とする活動をしていきたい。各常任委員会でテーマを決めて、それに沿ってワークショップ活動をしている議会の事例を聞いて参りました。その中で、私も町民会議についても、そういうのを参考にした形で、何か展開していけたらという思いですが、たまたまコロナ禍ですので、一昨年の話はまだコロナが入っていない話なので、こう具体的な何かがあっても良いかなど。その中で、コロナ禍で何がやっていけるのかという事を、これからは話し合っていかなければいけないのかなど思っております。そして、何か変えるというもののまとめはしたつもりは無いのですが、ただ1つ、新しい取り組みとして、基本条例の取り組みとして、全国で初めて多様性という条項を入れた議会があります。まさしく今、オリンピックの事で、色々と多様性というのが問題になっていますが、その裏には、女性議員を増やしたいという思いも入って、なり手不足にも繋がっていると私は感じたものですから、そういうところも、今やるという事では無いですが、そういう考え方もあるのだなという事で、まとめには載せたのですが、その条文も読んでよろしいですか。「議会は議会の機能強化のため議会活動と育児介護等の両立が出来る環境整備等に努め、多様な町民の声が反映されるようにしなければならない」と基本条例に新しくうたったところもありまして、なり手不足、女性議員が少ない、こういう条例があるのかという事で、今これを作りましょうという話ではなくて、これから考えていかなければならない方向性で、一応出させて頂きました。だいたいそんなところかなと思います。
- 委員長（芳賀芳夫君） それに対しての質疑ですか。意見はそれぞれ政務活動で活動した内容についての感想ですから、それに対してどうこう、あくまで感想ですから、その辺でどうですかね。私、今言いましたけれども、これも1つの討議なのかなど。もし思いがあればどうぞ。ある意味ではそういう事も必要だなという事で。岸君。
- 8番（岸 徹也君） 小川委員からお話を聞きまして、大変重要な事と認識をしておりますので、是非とも小川さんですとか、様々な考えの方がいると思いますから、折角そのよ

うな勉強をされていますので、何か形になるような事を小川さんが先頭に立って頂く事を期待したいなど。どうですか。

○委員長（芳賀芳夫君） 小川君。

○4番（小川ひとみ君） ありがとうございます。激励を頂きました。議会としてという事をもちろん考えていますし、色々な場面で理解をして頂きながら、自分の思いを伝えていきたいとは思っておりますので、またそういう場になれば、発言をさせて頂きたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長（芳賀芳夫君） よろしいですか。岸君。はい。その他、ございませんか。村上君。

○10番（村上忠弘君） 基本条例というのは、度々変えるものではないし、基本は。基本条例の検証にあたっては、議長の方から、新しく議員になられた方への検証いう事で、やられているという事ですので、大きく変えるとかそういう話にはならないでしょと私は思っております。今の何人の方から町民会議や住民会議の在り方について、お話がありました。町民会議においてはここ何年か。大きい事業があるときは、町民も関心を持って聞きに来るのですが、そうではないときに、こちらから町民会議を開きますという事に関しては、集まって町民の関心のある方が少ないと。10名を切るような状態の中でやられている。本来は町民が議会に対しての無言の抗議かなと私は思います。ですから、議会として、予算の絡むことに関しては、全て聴き置くだけで、一方的なこちらの話で、町民の声を聞きますよと言っても、ただ聴き置くだけに過ぎない町民会議になるし、住民会議については、その都度、団体の方から要請があれば出向いて、過去にはやられていると。住民会議において、本来は議員全員出席をしてやらなければならないが、欠席される方もおると。基本的な考え。議員としての基本的な考えでやられる事が、住民にどのような反応を及ぼしているのかというのを、我々議員としてその辺を考えていくべきかなと。我々住民の事を思っているわけですけども、住民が受け止めてくれるか、くれないか、集まってくれる人が、結果として集まってくれる人でしか、判断をせざるを得ない場所に、今のところなってしまうので、町民会議のやり方も、もう少し議論をしていかなければいけないと思っております。以上です。

○委員長（芳賀芳夫君） その他、岸君。

○8番（岸 徹也君） 今のお話の中で、住民会議においては、欠席されている議員が過去もいたという話があったと思います。その事に関してですが、欠席をするという事は大変重い事です。何らかの理由があると思われま。しかしその重い事をあえて選択した。その結果、選挙という審判を受けて、またこういった議会の場に立てるわけですから、その責任というのは確かに重いかもしれないが、町民の審判を受けて、この場に立たせて頂いているという事もあると思っておりますので、何やら欠席したことだけを取り上げているようですが、町民の審判を受けて立たせて頂いているという事は、強く申し上げたいと思えます。

○委員長（芳賀芳夫君） その他、ございませんか。内ヶ島君。

- 6番(内ヶ島祐一君) 基本条例の文言については、このままで良いと思います。中身について、これは出来ている、これは出来ていないという検証は必要かなと思います。先ほど、小川委員が言われたように、違うものが出れば、議論をしていく必要があると思います。
- 委員長(芳賀芳夫君) ありがとうございます。日置君。
- 5番(日置紳一君) 中身の検証は今まで皆様言っておりますけれども、中身の検証は今、内ヶ島委員もいっておいりましたけれども、なされているかという検証は、一番山崎委員が詳しいと思いますけれども、場所はどこでやったら良いのか。議運なのか全員協議会なのか。その辺について教えて下さい。
- 委員長(芳賀芳夫君) 山崎君。
- 3番(山崎 仁君) 皆様の発言を聞いていて、注意をしなければならないところがある。この委員会では個人攻撃をする場面ではありません。欠席という事は個々の責任においてしている事だから、その事をここで攻撃するような話になるのは避けた方が良いと思います。これは委員長にお願いをする事です。それから基本条例というのは元々、皆様資料29ページ。元々これは第7章に最高規範性及び見直し手続きの規定がされている。この皆見直しというのは、条例の改正等ではなくて、実際の基本条例の目的が達成されているのか、ここで見直し規定となっている。だから条例の見直しは、その後に出てくる。要するに、目的が達成されているかどうか、議会運営委員会で検証をする。これが基本です。これが今回特別委員会で付託をされたという事では、議長が何かの思いで、本来は議運で検証すべきものが、全員の中で検証という話になっているから。諮問された議長は何を意としているのか。まずここから入っていく。ですから、そのところをはっきり。こういう事で特別委員会という事を、議長のほうから提案をして頂きたいと思う。
- 委員長(芳賀芳夫君) 議長、村瀬君。
- 議長(村瀬 廣君) 私の方から基本条例の検証という事で項目に上げさせて頂きました。この目的は前にも発言をさせて頂きましたけれども、それぞれ4年毎に議員の顔ぶれも変わるという事で、この基本条例について、確かに議会運営委員会でも目的をうたっておりますけれども、それぞれ任期が変わる毎に、再度中身を見ながら全員で勉強をして、議員の資質をさらに高めていくという事を、私はこういった特別委員会で、皆様で内容を精査する事も目的の1つかなと思ってございますので、先ほども発言がありましたように、議員の顔ぶれも変わる中で、中身を勉強する機会を設けながら、これが出来た時には、私も新人議員でしたが、今金町議会がすでに行っている事を文章化するという事で、最初はそう言われてきましたけれども、その通りにいっているのか、議会運営委員会もありますけれども、特別委員会の中で、さらに皆様と議論をしていくという目的で提案をさせて頂きましたので、ご理解を頂きたいと思います。今、色々な意見を聞きますと、前回大きく特別委員会等で内容を精査して変えるところは変えてきていますし、多くの意見がそのままで良いという事で、さらに条例に沿って、議員の資質を高めながら、活動していく事

がよろしいなという意見が多く出ましたので、全体の結論がそうであれば、私のからの提案として目的は達成されたと思いますので、よろしくご理解お願いいたします。

○委員長（芳賀芳夫君） 山崎君。

○3番（山崎 仁君） 今、議長からこういう発言があったので、それに乗っ取って検証を進める事に意義があると思う。元々平成19年に制定をしたわけだけれども、なぜ制定をされたのか。なぜ今金町議会で基本条例が制定をされたのか。これは遡る事、平成17年に町村合併があった。町村合併に向かって今金町議会で何か出来ないか。何か出来ないかと。今金町で、合併論議で大変な思いをしている。将来の財政予測をしても大変厳しいと。交付税で、10年間で特別措置がされる。そういう状況の中で何か出来ないかと。議会独自で。色々な対応をしたけれども、日本で唯一、初めてです。東北矢祭町で合併をしない宣言をした。うちの町は合併をしませんよと。自分達で財源を確保しながら、頑張りますという宣言をした町がある。今金町もそれを機会に研修をした経過がある。議員会の研修でした。矢祭町に訪問をさせて頂きながら、今金町と通じるものがあるなど。当時、今金町に矢祭町から講師を派遣して頂いて、そこで色々な講演を聞いた。単独でいくための。パネラーも含めて150、160人の町民が集まった。議会主催で、フォーラムを開いたのだけれども、その時にパネラーが4名いたが、4名の方から色々なご意見が出て、1つの中に議会は何をやっているのか。議会が何を活動しているのか見えないと。議会は選挙の時だけ頼むと。選挙が終わったら来ない。議会は何をやっている所なのですかと。その話を聞きながら、たまたま栗山町で基本条例を日本で初めて制定をした。視察に行く機会があって、栗山町に行って、この事を研修した結果、今まで標準会議規則とって、日本全国で、同じ規則で議会運営をしてきた。これからは自立して開かれた議会を目指すという栗山町の意志に共明をした当時の議会が、私達も作ろうと。作れるのではと。これが今金町基本条例ですよ。これは議会を公開しながら、活動を町民に示しながら、町と色々な議論をしていく。その中には同僚からもあったけれども、自由活発な討議。議員間の活発な討議をして議会の活性化を図ろうと、規定に盛り込んだわけですよ。討論の広場という事で。私達は通常出来るだろうと、今までやってきた事を盛り込んできたわけで、その目的が達成されたかというのが検証で、見直しは検証の後に見直しが出てくる。そういう意味においては、条例の目的が達成されたかどうか、皆様がどう判断をするか。達成をされていないのであれば、どうすれば達成をする事が出来るのか。それをここの委員会で話合をして、次の改選後に、この特別委員会の調査報告の中に盛り込んだ方が良いでしょう。流れとしてはそうだと思う。どうすれば目的を達成する事が出来るのか。その事を皆様で話し合って頂ければと思います。町民会議や住民会議や色々さきほど話があった。これはあまり多くない町民と直接接する機会なのです。町民の方は参加できない。大きなテーマがあれば参加できる。ここのところをどうしたら出来るかを考えるのが検証だと思うので、それらを含めて、皆様考えをどんどん出して進めて頂ければと思います。

○委員長（芳賀芳夫君） 山崎君。

- 3番(山崎 仁君) 町民会議、住民会議は町民と接する機会を作って、議会が何の活動をしているのか。どう思っているのかという場面を作りながら。中の1つに議会モニター制度や街角カフェや全道を見ても、そういう努力を他の議会、先進的な議会はしているのですよ。どういう方法かは別として、ここに規定してある町民会議、住民会議、どんどん活用をして町民と接する機会を持った方が、私は良いと思うけれども。
- 委員長(芳賀芳夫君) 上村君。
- 7番(上村 忠君) 先輩議員からのアドバイスの話があった中で、僕を感じる部分ですが、今期からユーチューブに配信になっていると。新しく取り入れられた事で、住民の皆様も以外に人見知りというか、大勢の中にいると、中々あの人来ていたと言われるのが好きでない方もいるのかなと。ユーチューブに関しては、自宅にいて、パソコンの回線があれば見られるわけで。私が聞く限りだと、見ているよという話を私はお聞きします。そういう意味では、実感としては私達が感じないところで広く住民の方は、住民ではない方も見ているのかなと感じますが。モニター制度の話も山崎委員から出ましたけれども、僕が聞いている限りは、今金町としてはそぐわないから、本当に考えるのなら、がっちりやらないといけないのかなと感じますが。中々当人に直接、住民の方が色々言うのは難しい部分があると感じます。ただ、ユーチューブに関しては、結構な方が見られているというのは、聞き及んでいるという事は、僕はお知らせをしたいと思います。
- 委員長(芳賀芳夫君) 岸君。
- 8番(岸 徹也君) 今、ユーチューブの話が出ていました。確かにこの効果は、私は大きなと。再生回数も300から400。この回数の中の半分は職員という思いがありますが、それでもかなりの一般の町民の方が、ご覧になっているという部分では、大変良いと。透明性があるなという思いをしております。ただし、ある一定の年代以下。これはやはり高齢者に関しては、端末で見るという部分に関しては弱い部分があるのかなという思いがありますが、しかし今の時代こういったユーチューブで配信をするという事は大変重要だなという思いがあります。今、議会モニター制度の件について、今金町では、そぐわないというご意見がありました。確かに私も全ての人が人見知りという事ではないと思うが、新たな制度にかんしては、中々手を付けづらいという部分があるのだなと思います。しかし議会モニター制度というのは、今期においては、村瀬議長が調査研究をしたいと言った案件です。ですから是非とも村瀬議長にその思いがあるのであれば、今期中に調査研究を。やる、やらないは別にして、調査研究に向けて動いて頂きたいという思いがあります。是非とも村瀬議長に一言頂きたいと思います。
- 委員長(芳賀芳夫君) この事については、前回特別委員会で、さらには、議会運営委員会で導入をしないと決定をいたしております。暫時休憩をいたします。

休憩 10:50

開議 10:51



- 委員長（芳賀芳夫君） 休憩を解き、会議を開きます。今の発言において、訂正があるという事です。岸君。
- 8番（岸 徹也君） 先ほどのユーチューブのお話の中で、高齢者は見づらいのではという趣旨のお話をしましたが、そのような事はございませんので、大変失礼をしました。お詫びをして、削除をお願いしたいと思います。
- 委員長（芳賀芳夫君） その他、何かございませんか。川上君。
- 1番（川上絹子君） 基本条例も今まで、矢祭村と栗山の議会を訪問して、基本条例を作る時に皆で勉強をしに行き、議会が1期やる毎に、練りに練って進めてきた基本条例で、本当に良く出来ている基本条例だと思っております。今、これをどこ変えとか、検証をするとか、何をといったら思い当たらないところもあるし、その都度、委員会を進めていく中で、ここを検討したら良いのではという事がでたら、基本条例の部分は皆で変えとか、その都度その時に対応をした方が良いのではと思います。それと後、先ほどのユーチューブの話が出ましたが、私も最近練習をして、ユーチューブを見られるように頑張っていますけれども、近所の方を色々見ていると、75歳位の人も、ユーチューブを見ている人がいるのだなど、携帯の関係で見やすくなったというのがあります。タブレットやパソコンを開くと中々出来ませんが、携帯のユーチューブで、少し設定をしてもらっても見られるという便利さがあって、これからモニター制度など、カタカナ文字が出て来て、私達もかなりの勉強をしなければいけないなと思いますけれども、これは時代の流れに沿って、努力をしていくしかないのかなと思っております。その時の問題が出たときに頑張っていきたいと思っております。
- 3番（山崎 仁君） 矢祭は村ではなくて、町です。このところは敬意を表して、直して下さい。
- 委員長（芳賀芳夫君） 川上君。
- 1番（川上絹子君） 先ほど、矢祭村と言いましたけれども、あの場所は矢祭町ですので、すみませんでした。訂正をお願いいたします。
- 委員長（芳賀芳夫君） 全員のご意見を頂きました。ここで10分ほど休憩をいたしたいと思います。11時10分まで休憩をいたします。

休憩 10:55

開議 11:10

- 委員長（芳賀芳夫君） 休憩を解き、開議いたします。基本条例の検証という部分で、ほぼ全員の皆様からご意見を頂きました。基本的には、基本条例の見直しはしないという大半のご意見だったと思います。さらに運用にあたっての具体的な取り組みについては、多くの町民と接する機会を多く持つべきではないかという、そういった意見も多くございました。これらについては、今後の課題として、各委員会等の中で、再度協議をすると。

そのような方向で進めてはというふうに思いますけれども、そういう方向でよろしいですか。基本条例の見直しについては、今回の見直しには必要は無いという意見でした。山崎君。

○3番(山崎 仁君) 見直しをしないという事ではなくて、検証がまだ必要であるかどうか皆様にお諮りをして、次回考えてくたらいと思う。先ほど小川委員からの発言で多様性という言葉があった。今、日本中で多様性という事が、どんどんうたわれている。私達の基本条例の中では、前文という取り組みをしている。20ページに書いてあるけれども。第1章に入る前に、ここに前文を示している。これは議会の意志を前文で示そうという事で、あえて作ったものです。ですから、例えば多様性を尊重するという事であれば、文言を皆様で、検証をしていく中で、必要だとあればここ追加をする。これも見直しですから。見直しをしないという事ではなくて、検証を継続するという事。この事については、小川委員から発言があると思いますが、是非、そのところを大事にして進めて頂けたらと思います。

○委員長(芳賀芳夫君) 小川君。

○4番(小川ひとみ君) 今、お話しを頂きまして、本当に今、私が聞いた時点では、一昨年でしたので、まだまだこれからの事だという状況で、先ほどお話をさせて頂いたのですが、オリンピックの関係で今、一番注目をされている多様性という言葉なのかなと、なり手不足や、女性のなり手不足等、色々な人が参加出来る議会を含めた多様性という言葉が大事だと、皆様から休憩中でしたが、お話を伺ったので、もしそういう部分で検討を出来るのであれば、精神というのですか、議会の思いをどこかで入れられるのであれば、見直して頂ければという思いであります。以上です。

○委員長(芳賀芳夫君) 日置君。

○5番(日置紳一君) 今、小川委員の方からお話しがありましたが、そういう事を載せて頂きたいという思いがあるかもしれませんので、その意見を聞いて、議運で諮る方向が良いのかなと思いますので、そういうふうにして頂ければと。変えたい部分がある人の意見を伺えば良いと思いますけれども。

○委員長(芳賀芳夫君) その他。只今、日置委員の方からお話がありました。多様性の字句については、次回まで継続として、再度皆様から意見を賜りたいと思います。条例の検証については、これで終わりたいと思います。

次に常任委員会の在り方について議題といたします。令和元年から1常任委員会になりました。さらには、常任委員会であった広報を特別委員会にした経過であります。この1常任委員会において、メリットやデメリットがあると思いますが、この検証をしたいと思います。向井君。

○2番(向井孝一君) 自分も広報の委員長をやらせて頂き、2年交代という事ではありますが、これは元に戻して常任委員会制にして、特別委員会はやめるべきだと思います。理由としては、やっている事が同じなのですね。それと全道的にもこの近辺では、広報特別

委員会を作っているのは、長万部町です。あそこは新幹線の特別委員会があるからそういう状況だという話です。広報については、常任委員会に戻すべきと考えておりますので、皆様のご理解を頂きたいと思います。

それともう1つ。これはまだ定数の結論は出ていませんけれども、常任委員会を1つから2つにすると。長万部町も定数10名の中で2つの常任委員会でやっております。自治法上では、皆が両方の在籍しながらやっているという事で、これも知恵と工夫をすれば可能な事だと思うので、そういう方向で皆様のご意見を聞いてみたいと思っております。

- 委員長（芳賀芳夫君） その他、ご意見ございませんか。山崎君。
- 3番（山崎 仁君） 今、同僚から提案というか発言があったのですが、クリアしなければならない問題が何点かある。以前、広報発行特別委員会だった。過去は。なぜ常任委員会に格上げになったかという理由がある。その理由は、当時、特別委員会の委員の方が、自らの力で町民に取材をして、その取材を基に、広報誌を作った経過がある。独自に取材をして、記事を作って委員が記事を書いていた。ここまでやるのだったら常任委員会だねという事で、常任委員会に格上げした経過がある。これが特別委員会から常任委員会になるという事は、当然、委員独自の取材と原稿作成が必要になってくると私は思う。これをどうクリアしていくかという事を考えなければならない。もう1つ。常任委員会なのだけれども、他町がどうかという事ではなくて、今金町独自の取り組みとして採用をした。採用にあたっては、特別委員会で木古内町まで訪問をして、1常任委員会のメリット、デメリットを色々と協議をした経過がある。私達の議会もそのような事を話しあった中で、常任委員会の在り方を考えると、委員の所属はどのようなものという話があった。特に新人議員の所属をどうするかというお話があった。これから、当時作る過程の中では、新人の方にも全ての事務事業を委員会の状況を通じて網羅をして、その中で、議会の戦力として活躍して頂きたいという思いがあった。協議の中では、新人議員が2つの委員会に所属するのも可能だろうという話までいった。協議をした中で、皆様の記憶にあると思うけれども。新人の方は、これは委員会の複数所属は認められていますから、常任委員会の中で複数所属は良いのだけれども、それによる、それは駄目だという話があって、じゃあ全員で同じことを調査しようという流れがあったわけだから、他の町が2つあったから、うちの町も2つにしようという議論には多分ならないと思う。もっとしっかりとした根拠でもない。その問題は、どうクリアをするか。今この2つの事は重い課題だと思います。

- 委員長（芳賀芳夫君） 向井君。
- 2番（向井孝一君） 今、同僚委員の方から広報特別委員会にされた経過を説明されましたが、全道的に見ても、我々この2年間の中で街角ネットという事で、取材を定例会ごとにやってきたのですよ。ですから、それが特別委員会だから出来るとか、そういう問題ではなくて、4年後に常任委員長にする事によって責任を持って、それでなくても責任を持っているけれども、そういう人を育てていくという事が大事な事だと思うので、この事については、心底戻して頂きたいと思います。3月定例会の後の広報で、我々は任期が終わ

るわけですから、交代した後に体制を作って頂きたい。この2点についてお願いをしたい。

○委員長（芳賀芳夫君） 暫時休憩をいたします。

休憩 11:25

開議 11:27

○委員長（芳賀芳夫君） 休憩を解き、開議いたします。

皆様の方から、その他何かございませんか。村上君。

○10番（村上忠弘君） 6番、7番、今やっているわけですが、前回提案された部分で追加になったことですが、提案された方の思いはどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（芳賀芳夫君） 追加議題でありますけれども、議題として全員で協議をする事が大事だなというふうに思います。必要性については、今お二方からお話があります。現行で良い。あるいは元に戻すという。ただ、その中にメリット、デメリットが生じているかどうか。私はメリットが非常に大きかったと私なりには感じています。そういった事を含めてご意見を頂きたいと思います。上村君。

○7番（上村 忠君） 僕、新人で、先ほどの説明で新人に勉強をさせるという意味合いもあるという話もあったという意味で、本当に勉強になると僕自身としては感じています。様々な視察等の関係では問題があるようにもありますので、その辺が問題として出て来ているのかなと感じておりますが、新人の議員としては本当に両方に勉強になっていると感じています。

○委員長（芳賀芳夫君） 日置君。

○5番（日置紳一君） 議員定数や報酬については、次の人が新しい人が出るので、4年に1回見直しが必要だと思っておりますが、まだ1常任委員会にしてから2年しか経っていませんよね。4年経った後に考えるならまだしも、2年しか経っていないのに、次回の事を考えなければならないという事は、少し早いのかなと。確かに研修視察とかの場合は問題があると思っておりますが、1常任委員会にして、3月議会はともかく、後の3定例会は1日の委員会で終わっていますよね。2つにしても合同委員会を開き、大概のところを開いております。日数的にも楽だと思っておりますので、委員長は大変かもしれませんが、この部分について、私は現状でいくべきだと思います。

○委員長（芳賀芳夫君） ありがとうございます。その他、ございますか。小川君。

○4番（小川ひとみ君） 今の日置委員の意見で、私も1常任委員会制にして、色々なお話を皆様と出来て、共有出来た事はすごく良い事だし、皆様が同じように理解できるという事は、それだけスピーディーに物事が進むのかなという思いがありました。デメリットはやはり視察という部分なので、何か方法がないものなのか、その辺の方の2年という任期があるので、その視察の方法論を中々難しいと思いますけれども、その辺の事を考えて、

見ていきたいと。今の段階ではこっちが良い、どっちが良いという部分は、2年間やって良かったと思います。そういう形で、方法論で解決出来たらと良いなという思いで、まだ結論は出せませんが、そういう部分で考えております。

- 委員長（芳賀芳夫君） ありがとうございます。その他、ございますか。ご意見が無いようですので、常任委員会の在り方については、再度協議をします。雰囲気的には皆様感じたいと思いますけれども、2つ目の常任委員会の在り方については、閉めたいと思います。

3点目、「議会の透明性について」皆様の意見を頂きたい。今、ライブ中継をさせていただきますけれども、全員協議会あるいは議運等についてもというお話でしたので、この辺について、ご意見を賜りたいと。日置君。

- 5番（日置紳一君） 全員協議会と議会運営委員会は、傍聴は出来る事になっておりましたか。

- 委員長（芳賀芳夫君） 山崎君。

- 3番（山崎 仁君） 非公開というのは、今金町議会が取っている立場であります。併せて、なぜこういう話が出てきたかという事ですが、今金町議会は元々先進的な取り組みが色々なされてきた議会です。さきほどの議会基本条例も全道で2番目、全国で3番目。実はその以前に情報公開条例を作っております。今金町の情報公開条例の中に付属して入っているのではなくて、今金町議会が独自で持っている。この取り組みも基本条例を作る以前に、ここの議会で情報公開をしてきた。情報公開の開示請求があったら、審査委員会にかけて、じゃあ公開をしますという事で、こういう手続きを進めていくけれども、議会の基本条例を作る時点で、町民に開かれた議会を作ろうとずっとやってきた。本会議や常任委員会は、ユーチューブで公開をして、会議録も出しているけれども、非公開の部分は、積極的な改正はしてこなかった。でも最近になって、近隣の例えば核のゴミだとか、ああいうものをきっかけに新聞記事で色々な参考資料を見せて頂いたが、ほとんどが公開をしている。逆にいうと、公開をしない理由は何かなかなかねない。私達議会が決めれば、全員協議会と議会運営委員会も公開が可能なわけですよ、だから議会を自ら公開をする事においては、特に全員協議会については異議があると思う。以前は、全員協議会は会議録を取らない中において、理事者提案を承認して、本会議で意見も無く議決された色々な昔の経過もあるので、それを情報公開、さらに基本条例、ここまできたら個人が特定できるものは秘密会で良いです。町が持っている情報で、町民が知っても差しさわりのない情報はいっぱいあります。だからその意味で、この議会の公開という事で、これを考えたらどうだという事です。

- 委員長（芳賀芳夫君） 日置君。

- 5番（日置紳一君） ほとんど傍聴でしょ。ユーチューブとかでは、まあいいけれども、議員控室にカメラはありますか。傍聴よりも、ユーチューブで見たい人が多いと思うけれども、公開をする場合は。これ2つは控室でやっているけれども。

- 委員長（芳賀芳夫君） 局長、伊藤君。

○局長（伊藤靖徳君） 今、色々ご質問があった点で、私も多くの町を調べたわけではありませんが、何か所かホームページから確認をさせて頂いた中で、うちの議会には委員会室はありませんが、部屋があることは、傍聴が出来る場所もあるかもしれませんし、ユーチューブには、載っていないかもしれませんが録画機器が委員会室に付いていて、録画したものをホームページ上で公開している町もあるようです。それがすべてここで言われている公開は、録画しているものを流しているのか、傍聴だけかは分かりませんが、そのような手法を取られている町もあるようです。何点かうちのシステムの関係で、観られなかったのですが、録画したものがホームページに載っている町もあります。会議録等も全員協議会、議会運営委員会は、会議録を全文で作らせて頂いておりますが、要約したものを公開している町もありますし、手法は色々あると思います。ユーチューブに全て載っているかといったら、そうではないかと思えますけれども、録画したものを公開している所はあるのだろうなというふうに思っております。うちも常任委員会は公開。本会議、常任委員会、特別委員会は原則公開というふうに基本条例にうたっておりますので、それに基づき常任委員会も公開をしている状況ですが、元々は許可制で傍聴できるというものが、公開するという事であれば、たまたま本会議場にしか設備がないもので、委員会も議場でやっているスタイルですけれども、その他の会議も公開をしていくという事であれば、やり方は色々検討をしていかなければと。他町の状況はそんな感じです。

○委員長（芳賀芳夫君） 日置君。

○5番（日置紳一君） 初めて見させて頂きましたが、ほとんど公開をしておりますよね。そういう意味では、公開、方法はともかくとして、やはりこの2つの委員会は公開をするべきだと私は思います。

○委員長（芳賀芳夫君） 山崎君。

○3番（山崎 仁君） 公開という言葉の定義が、私が言っている公開の定義は、会議録とかあったことは全部伝えようという事であります。ユーチューブで、議会運営委員会を映せと言っているのではなく、そこで出来た会議録は通常公開しよう。ただし全員協議会の場合は、町民の生活に影響のある提案を理事者側から全員協議会という形で議長が招集をして、話しをしている。折角、放送設備もありますので、個人が特定をされないものであれば、例えば先日も色々ありました。全員協議会の招集が。こういうところはぜひ、会議録と合せたユーチューブも考えられるのかなど。そういう公開ですから、全てを映像ではなくて、もともとは、映像は後から付いてきた話しですから、そういう事でご理解を頂きたいと思えます。

○委員長（芳賀芳夫君） 議運についても皆さまのご意見を頂きたいと思えますけれども。議運の関係。上村君。

○7番（上村 忠君） 先ほどから先輩方々から言われている通りで、方法や具体的な事は別にして、公開はするべきではないかと思えます。

○委員長（芳賀芳夫君） 向井君。

- 2番(向井孝一君) 私も基本的に公開をするべきだと思います。公開の方法については後程で良いと思いますので、その辺でよろしく願いいたします。
- 委員長(芳賀芳夫君) それぞれご意見を頂きましたが、公開をするべきだというご意見かと思しますので、その方法等については、具体的な協議をしながら、取り進めるという事で、よろしいですか。本日の特別委員会の議題。3点について終わりました。その他について何かございますか。向井君。
- 2番(向井孝一君) その他で良いですね。地方自治法102条2項を見た時に。
- 委員長(芳賀芳夫君) ちょっと待って下さい。今は、この3点に関する事ですので、その他で発言をお願いしたいと思います。この3点で閉めたいと思いますけれども、よろしいですか。

#### ◎議題2

- 委員長(芳賀芳夫君) 次に、議題2「その他」についてを議題といたします。向井君。
- 2番(向井孝一君) 特別委員会が年度を渡る場合、今年年度を渡るわけですけれども、平成16年度に出来た地方自治法を見ると、102条の2項で手続きを新たにしなければならぬと。要するに閉会中の常任委員会の調査と同じ手続きが必要と書いてあったけれども、その辺の手続きはどうですか。
- 委員長(芳賀芳夫君) 暫時休憩いたします。

休憩 11:51

開議 11:52

- 委員長(芳賀芳夫君) 休憩を解き、開議いたします。  
その他、何かございますか。特に無ければ、次回の開催日程を決めたいと思います。これから農繁期を迎える時期にも入りますけれども、皆様の方で、特にこの期間は外してほしいと。あるいは少し早めにしてほしい等、意見がありましたらお願いいたします。なければ正副委員長と事務局に一任いただけますか。

(「はい」の声あり)

- 委員長(芳賀芳夫君) それでは、そのように決定をさせていただきます。

#### ◎閉会の宣言

- 委員長(芳賀芳夫君) 以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。